

告 示

埼玉県監査委員告示第十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第一項、第二項及び第四項の規定に基づき監査を実施したので、同条第九項及び第十項の規定に基づく監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和七年十月七日

埼玉県監査委員 小笠原 薫 子

埼玉県監査委員 梶 田 美佐子

埼玉県監査委員 鈴木 正 人

埼玉県監査委員 齊 藤 邦 明

令和 7 年度第 1 回定期監査結果の報告について

監査委員は、地方自治法（以下「法」という。）第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項並びに埼玉県監査基準（以下「基準」という。）に基づき次のとおり監査を実施した。

監査の結果について、法第 199 条第 9 項及び第 10 項並びに基準第 15 条第 1 項及び第 2 項に基づき報告する。

1 監査等の種類

定期監査（基準第 3 条第 1 項第 1 号）

2 監査の対象

（1）対象事務

令和 6 年度における財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行

（2）対象機関

本庁 190 機関（別紙「監査対象機関」のとおり）

（3）実施期間

令和 7 年 4 月 15 日～令和 7 年 8 月 5 日

3 監査の着眼点

- ・ 財務に関する事務の執行の監査は、当該事務の執行が適正で経済的、効率的で効果的かどうかを主眼とする。
- ・ 経営に係る事業の管理の監査は、当該事務に係る財務に関する事務の執行のほか、会計経理の処理が合理的かつ能率的に行われているかどうかを主眼とする。
- ・ 監査対象機関の事務の執行等についての監査は、法令等に従って適正処理されているかという観点に加えて、費用対効果に配慮したものとなっているか、所期の成果を上げているかなど、経済性、効率性、有効性の観点を主眼とする。

4 監査の実施内容

基準第 8 条に基づく実施計画を策定するとともに、同第 9 条ないし第 13 条の規定を踏まえて監査を実施した。

5 監査結果

今回報告分の財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行は、監査を実施した範囲において、おおむね適正であることを確認した。

なお、個別の事務事業に関して、是正又は改善が必要と認められる事項は次のとおりである。

(1) 指摘事項 2件(2機関)

番号	部局	機関	概要
1	福祉部	福祉政策課	令和6年度に締結した「県有施設(東地区)駐車場優先駐車区画塗装工事」ほか3件について、当初契約時の設計数量と施工実績に基づく実施数量に差が生じたため、変更契約を締結し契約金額を減額すべきところ、変更契約を行わずに当初契約の金額を支払ったことは著しく不適切であった。
2	教育委員会	義務教育指導課	「令和6年度埼玉県立伊奈学園中学校における地域文化クラブ活動への移行に向けた実証事業委託」について、次の点で不適切であった。 1 契約書では、個人情報保護に関する誓約書の提出を定めていたが、地域クラブ活動に従事した5名中4名について、提出させていなかった。 2 委託契約の仕様書では、統括責任者1名、指導者2名以上とし、統括責任者及び指導者には、指導経験等の要件を満たすものを配置することと定めていたが、統括責任者等の名簿、指導経験等の報告を求めていなかった。 3 委託契約の仕様書では、各月の指導者の勤務状況及び活動実績(生徒参加状況、活動日時、試合等参加日、事故・苦情・その他のトラブル等に関する報告等)を翌月10日までに実績報告書により報告することと定めていたが、報告させていなかった。 4 地域クラブ活動の実施が当初の見込みを下回り、委託金額の変更が生じたことから、令和7年2月28日付けで変更契約を締結した。変更後の経費の内訳は、実施日数が5日から4日となったことなどから、対応する事業費は、405,856円から240,618円に減額していた。一方で、人件費は264,000円から448,000円に増額していたが、増額した理由を確認していなかった。見積書の内容を十分に確認しないまま、見積書に記載された金額で変更契約を締結していた。 5 業務委託の支払手続において、「指導者謝金」の根拠となる指導人数や勤務時間などの実績資料を提出させていなかった。

<参考：指摘事項>

事務事業の執行等が次の各号のいずれかに該当すると認められるもの

ア 事務事業の執行等に重大な誤りがあったため、当該事業の是正又は改善が必要と認められるもの

イ 事務事業の執行等において、その効果が極めて不十分なため抜本的な改善が必要と認められるもの

(2) 注意事項 8件(8機関)

番号	部局	機関	概要
1	危機管理防災部	危機管理課	令和6年度に執行した「AED(自動体外式除細動器)」の購入について、契約金額が10万円以上であったため備品購入費で執行すべきところ、必要な予算措置を行わず需用費で執行していたことは不適切であった。
2	危機管理防災部	災害対策課	令和6年度に締結した「埼玉県新座防災基地植栽管理業務委託」について、契約書中に「各回の支払金額は別紙内訳書のとおり」と記載していたが、別紙内訳書を添付していなかった。 契約書に具体的な支払方法を明記しないまま分割して支払手続を行っていたことは不適切であった。
3	環境部	大気環境課	「令和6年度埼玉県電気自動車等導入費補助金に関する審査業務委託」について、次の点で不適切であった。 1 委託契約の特記仕様書では、実施体制、責任者、実施方法、作業場所、スケジュール等を記載した実施計画書を県に提出し、県の承認を得なければならないと定めていたが、実施計画書を提出させていなかった 2 委託契約の特記仕様書では、受注者は、テストスケジュール、テスト内容、テストデータ内容等を記載したテスト計画を作成し、県の承認を得なければならないと定めていたが、テスト計画の作成・承認のないままテストが行われていた。また、テスト実施後は、テスト内容、テスト結果、改善スケジュール等を記載したテスト報告書を提出し、県の承認を得なければならないと定めていたが、テスト報告書の提出・承認のないまま審査業務が行われていた。 3 委託契約の仕様書では、業務責任者の経歴及び従事者の名簿を提出すると定めていたが、名簿を提出させていなかった。
4	環境部	水環境課	令和6年度に締結した「埼玉県浄化槽維持管理情報自動集約システム運用保守業務委託」について、契約期間の始期が令和6年4月1日であったにもかかわらず、5月17日に支出負担行為の決裁を受け、契約締結に向けた手続が遅延していたことは不適切であった。
5	環境部	みどり自然課	令和6年度に締結した「自然ふれあい施設改修工事(緑森浚渫工ほか)」及び「北本自然観察公園長寿命化対策工事」について、増額の変更契約手続を行うことなく追加工事を行い、工事完成の直前に変更契約を締結したことは不適切であった。
6	福祉部	社会福祉課	「令和6年度埼玉県戦没者追悼式菊花壇設営業務委託」について、予定価格が埼玉県財務規則第102条の2に定める額を超えることから、競争入札により契約を締結すべきところ、随意契約としたことは不適切であった。

7	県土整備部	県土整備政策課	建設工事紛争審査会（令和6年（調）第4号事件）の申請手数料について、調定伺の決裁前に納入通知書を発行していたことは不適切であった。
8	教育委員会	文化財・博物館課	令和6年度に締結した「県立川の博物館遊具改修及び撤去工事」について、工期延長に関する契約変更の執行伺をしていなかったことは不適切であった。

<参考：注意事項>

事務事業の執行等が次の各号のいずれかに該当すると認められるもの

ア 事務事業の執行等に誤りがあったため、当該事務の是正又は改善が必要と認められるもの

イ 事務事業の執行等において、その効果が不十分なため一層の改善、工夫が必要と認められるもの

（3）監査結果の報告に添える意見 1件（1機関）

番号	部局	機関	意見内容
1	教育委員会	人権教育課	令和6年度の「埼玉県ヤングケアラーサポートクラス」業務委託について、委託契約の仕様では、県は市町村教育委員会から本事業への申込みを受け、受託者は県からの依頼に基づき申込みのあった学校に対し、有識者等を派遣することになっていた。 本業務委託による講演会・相談交流会の開催時間は、「60分～120分（会場・対象により異なる）」と規定し、それに相当する金額を計上した契約金額を定めた。しかし、県と事業者の協議により、小中学校の通常の授業時間に合わせて業務を実施したことから、結果として60分未満での開催時間となり、仕様書で定めた所要時間を満たさない運用を行っていた。 令和6年9月26日付「監査の結果に関する報告」では、令和5年度に人権教育課が行った別の業務委託の実績が仕様書に定めた実施回数に満たなかったことについて、地方自治法第199条第10項に基づく意見を公表し、仕様書に基づく実施回数を確実に実施することや仕様書の内容を見直すなどの検討を要請していたが、本業務委託においても、仕様書に基づく運用が行われていなかった。 今後は、契約締結前に仕様書の内容を十分に精査するとともに、仕様書に定めた業務を確実に実施できるよう事業の執行体制を確保していただきたい。

<参考：監査結果の報告に添える意見>

次に該当する場合など、県の組織及び運営の合理化に資するため必要と認められる

場合、監査結果の報告に添えて意見を提出する。

ア 具体的な事務事業の執行等にかかわらず、広く県民サービスの向上を図るための検討が必要と認められるもの

イ 現行の制度が実情に即しない場合に、改正又は廃止が必要と認められるもの

ウ その他監査委員が必要と認めるもの

別紙

所管部局	監 査 対 象 機 関
直轄	秘書課
企画財政部	企画総務課、計画調整課、財政課、行政・デジタル改革課、情報システム戦略課、地域政策課、市町村課、土地水政策課、交通政策課
総務部	人事課、職員健康支援課、文書課、学事課、管財課、統計課、総務事務センター、税務課、個人県民税対策課、入札課、入札審査課
県民生活部	県民広聴課、広報課、共助社会づくり課、人権・男女共同参画課、文化振興課、国際課、青少年課、消費生活課、防犯・交通安全課、スポーツ振興課
危機管理防災部	危機管理課、消防課、災害対策課、化学保安課
環境部	環境政策課、温暖化対策課、エネルギー環境課、大気環境課、水環境課、産業廃棄物指導課、資源循環推進課、みどり自然課
福祉部	福祉政策課、社会福祉課、障害者福祉推進課、障害者支援課、福祉監査課、地域包括ケア課、高齢者福祉課、ねんりんピック推進課、こども政策課、こども支援課、こども安全課
保健医療部	保健医療政策課、感染症対策課、国保医療課、医療整備課、医療人材課、健康長寿課、疾病対策課、生活衛生課、薬務課、食品安全課
産業労働部	産業労働政策課、商業・サービス産業支援課、産業支援課、産業創造課、企業立地課、金融課、観光課、雇用・人材戦略課、就業支援課、産業人材育成課
農林部	農業政策課、農業ビジネス支援課、農業支援課、生産振興課、森づくり課、全国植樹祭推進課、農村整備課、農産物安全課、畜産安全課
県土整備部	県土整備政策課、建設管理課、用地課、道路街路課、道路環境課、河川砂防課、河川環境課
都市整備部	都市整備政策課、都市計画課、市街地整備課、公園スタジアム課、建築安全課、住宅課、営繕課、設備課
会計管理者	出納総務課、会計管理課
企業局	総務課、財務課、地域整備課、水道企画課、水道管理課
下水道局	下水道管理課、下水道事業課
行政委員会等の事務局	議会事務局（秘書課、総務課、議事課、政策調査課、図書室）、監査事務局（監査第一課、監査第二課）、人事委員会事務局（総務給与課、任用審査課）、労働委員会事務局（審査調整課）、収用委員会事務局
教育委員会	総務課、財務課、教職員課、福利課、県立学校人事課、高校教育指導課、魅力ある高校づくり課、ＩＣＴ教育推進課、生徒指導課、保健体育課、特別支援教育課、小中学校人事課、義務教育指導課、教職員採用課、生涯学習推進課、文化財・博物館課、人権教育課

警察本部	総務課、文書課、広報課、情報管理課、留置管理課、会計課、施設課、 装備課、警務課、監察官室、教養課、厚生課、生活安全総務課、人身安全対策課、少年課、保安課、生活経済課、サイバー対策課、サイバー捜査課、地域総務課、通信指令課、自動車警ら隊、鉄道警察隊、刑事総務課、捜査支援課、捜査第一課、捜査第二課、捜査第三課、鑑識課、科学捜査研究所、組織犯罪対策総務課、組織犯罪対策第一課、組織犯罪対策第二課、組織犯罪対策第三課、交通総務課、交通指導課、交通捜査課、交通規制課、交通機動隊、高速道路交通警察隊、運転免許課、運転管理課、運転免許試験課、公安第一課、公安第二課、公安第三課、警備課、危機管理課、外事課、機動隊、さいたま市警察部、第一方面本部、第二方面本部、第三方面本部、第四方面本部
------	---